

第 5 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 開 会

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年12月13日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第5回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	18番 鈴木晃子 委員
3番 江口益美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
4番 遠藤伊一 委員	13番 我彦正福 委員	
5番 樋渡由美 委員	14番 高橋祐弘 委員	
6番 二宮啓一 委員	15番 大橋久芳 委員	
7番 高橋信夫 委員	16番 山王堂民榮 委員	

欠席通告委員(2名)

10番 古畑功一 委員
11番 高橋秀治 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地主査	戸田 美恵子
主査	水谷 春栄
主査	仁科 恭浩
主事	渡部 史紀

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果について |
| 報第3号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第6号 | 農地利用集積円滑化事業規程の変更について |

2. その他

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の取組について

飼料用作物のカメムシ防除について

開 会 午前9時30分

目崎補佐 おはようございます。

本日は大雪の中ありがとうございます。ただいまから第5回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、5番 樋渡由美委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 では、皆さんおはようございます。

先日の恒例であります農業委員会の忘年会には多くの皆さんに参加していただきまして、本当にご苦労さまでした。

きょうは本当に大変大雪の中、そして朝早くから皆さん雪かきということで、忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。エルニーニョ現象ということで（「ラニーニャ」の声あり）ラニーニャだっけか、ということで寒気の流れ込みがことしは多いということで、多分大雪になるんじゃないかということで心配されております。除雪関係者の方もおられますがほどほどに降っていただきたいと思う次第でございます。

そしてインフルエンザ等も村山のほうから流行ってきておりますので、これから寒さに向かうようでありますのでどうぞ体には十分体調管理には気をつけて、日常の仕事そして農業委員会の協議に励んでいただきたいと思えます。

きょうの新聞には全農の肥料が大幅に多いものでは3割ほど値段が下がるということで出ておったわけです。それは100種類ほどあった配合肥料等が17種類ということで、品目を絞って生産して原価を下げるということであるそうです。そういったことで大変米価も上がらない中でそういった材料の引き下げというのはありがたい話だなと思ったところであります。

きょうは大雪の中でありますので、総会スムーズに進むようご協力よろしくお願ひしたいと思えます。大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

目崎補佐 ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定により本日の欠席通告委員は、古畑功一委員は親戚

の方が大変ぐあい悪くということだったです。高橋秀治委員は、仕事のほうの健康診断ということでもどうしても来れないということで、2名であります。12月8日に通知しました米沢市農業委員会第5回定例総会は成立いたします。

今回の議事録署名委員には、12番 菅野英一郎委員、14番 高橋祐弘委員をお願いします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐
議 長
目崎補佐
議 長

(挙手)

目崎補佐。

議案の訂正はございませんので、よろしくお願いします。

では、皆さん携帯電話マナーモードになっていない方は、よろしくお願いしますと思います。

それでは1の提出議題から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたのでご報告いたします。

受理番号44号から次のページの53号までの計10件でございます。こちらの筆数、地積につきましては田18筆 8,966㎡、畑7筆 858.83㎡、合計25筆 9,824.83㎡です。

受理番号44号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和47年11月頃です。申請理由は、昭和47年11月頃より、庭として利用しているためです。

受理番号45号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和21年頃です。申請理由は、昭和21年頃より、作業所等を建築し宅地として利用しているためです。

受理番号46号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成2年9月26日、平成3年6月13日、平成5年12月22日、平成7年5月18日、平成10年3月12日です。申請理由は、平成2年9月26日付け指令農政第628号、平成3年6月13日付け指令農政第22

7号、平成5年12月22日付け農林水産省指令5北政第1379号(政)、平成7年5月18日付け農林水産省指令7北政第588号、平成10年3月12日付け指令農政第150号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。

受理番号47号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和59年12月頃です。申請理由は、昭和59年12月頃、格納庫を建築し現在も利用しているためです。

受理番号48号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は昭和60年6月頃です。申請理由は、昭和60年6月頃より、駐車場として利用しているためです。

受理番号49号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和48年4月27日頃です。申請理由は、昭和48年4月27日付け指令農構第426号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。

受理番号50号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成元年頃です。申請理由は、平成元年頃、車庫を建築し宅地として利用しているためです。

受理番号51号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成9年頃です。申請理由は、平成9年頃より、通路として利用しているためです。

受理番号52号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和47年頃です。申請理由は、昭和47年頃、住宅を建築し宅地として利用しているためです。

受理番号53号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成4年頃です。申請理由は、平成4年頃に住宅・事務所を建築する際、土留めが設置され宅地として利用しているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報

告について、を終わります。

次に、報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

戸田主査
議 長
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果について、ご報告いたします。

去る8月21日から29日の間に農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員で利用状況調査を実施いたしました。遊休農地のパトロールについては、1つは昨年度の意向調査の結果を受けみずから耕作者を探すまたは耕作するなど回答した方、または回答をいただいている方の農地の現状を調査して、有効利用または適正な管理がなされているのかどうかの確認になります。有効利用されていない、または管理されていなかったところについては、国で示す農地法の運用についてに従って農業委員会が農地利用中間管理事業を利用するよう勧告し、同時に課税評価の対象となりますので、税務課に報告することになっています。

もう1つは新しく遊休農地になっているところがないのかどうか、早期に発見できればそれだけ解消も難しくないので、荒廃する前に気づいてあげて所有者の意向を確認する。この2つの視点で皆様に調査していただいたところでした。

今回調査した中で荒廃の程度が想像以上に進み、特に中山間地域については森林の様相を呈していたりしていた農地が多く、再生困難と判断せざるを得ないところが多数ありました。その数は全部で70筆、地積が51,783.29㎡になります。

また自己保全管理で登録されていたが、のちになって判明した農地が9筆で4,203.20㎡、遅れて機構を利用しますという回答書をいただいた農地が21筆で6,561.00㎡ありました。これらの農地については遊休農地の再確認すべき農地の中からはというか、議案書の中からは前もって外させていただいたところです。

そんなところで1の前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地について、については議案書のとおり合計48筆となり、合計地積が29,086.00㎡になります。それぞれ耕作済み、または管理されている農地がほとんどではありましたが、1カ所旧市の2段目のところになりますが、荒廃したままの農地がありました。こちらの農地については農振区域以外の農地でありますので農地中間管理機構も利用できないということで、いずれも平成29

年度の農地中間管理機構への勧告する農地がなかったということをご報告させていただきます。

次、2番目の遊休農地の新規であります。今年度は三沢地区と上郷地区で1号遊休農地が14筆6,451㎡、2号遊休農地が26筆の22,474.10㎡、合計で40筆の28,925.10㎡になります。これらの遊休農地については5人の所有者の方がおりますので、農地法の運用についてに従って去る11月30日付で、意向調査を実施したということをご報告させていただきます。

なお、前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地に関しては、農地中間管理事業を利用すると回答した人と条件が合わずに利用できない人の回答待ちなど、また再生困難な農地などを含めて、今後どのように遊休農地の解消を進めていくのか、遊休農地対策委員会が中心となって考えていかなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、報告とさせていただきます。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。
なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果について、を終わります。

次に、報第3号 農地法等に係る農地パトロールの結果について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

戸田主査
議長
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

報第3号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について。

去る10月24日から30日の間に農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員で利用状況調査を行いました。今回は農地法第3条と農業経営基盤強化促進法第18条の第1項いわゆる集積について、耕作する約束でそれぞれ賃貸借及び売買の許可証を発行しておりますので、その農地が有効利用されているかどうか、各地区2カ所ほど見ていただきました。

また、農地法第4条、5条については完了届けの提出されていないところを皆さんに見ていただき、申請どおり事業が行われているかどうか確認するのが目的でありました。

初めに集積については、全部で137筆250,616㎡の農地の利用状況を確認していただいたところです。その結果全て有効利用されていたとの報告がございました。

また、農地法第3条については全部で113筆76,470.25㎡の農

地を確認していただいた結果、議案書に記載されているところで5カ所有効利用されていないところが見受けられました。

なお、ナンバー3、4につきましては、申請された中の一部に耕作されていないところがあったということで、作付されていない農地のみ該当のうちに記載してございます。なおこれらの農地についても、今後何らかの対策が必要と考えています。

次に、農地法第4条、第5条についてですが、こちらにつきましては委員、推進委員の皆様には許可証を発行してから完了届けが提出されていないところについて現況調査をしていただいたところです。議案書を見ていただきますと、今現在事業が終了していたけれども完了届の提出がされていないところが8件、事業途中だったということが1件、未着工が2件となっております。事業完了になっていたところについては、今後も皆様のご協力を得ながら完了届の提出を促していきたいと思っております。また未着工の2件分につきましては、担当の農業委員からご本人に再度状況などを聞き取り調査をしていただくよう、農事相談の折にお願いしたいところでした。

以上、報告とさせていただきます。

議 長
2 番
議 長
2 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

(小関善隆委員 挙手)

2番小関委員。

事業完了して完了届が出されていないと、ずっと前からいただいていない所もあるという話聞いたんですけれども、何か罰則みたいなものはないのかどうか。ただ出せ出せと言って出さないでいるということだけなのかどうか。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

その件につきましては許可証を出してから3カ月以内及び1年おきに進捗状況を出すこと及び事業が完了した後に完了報告を出すこと。こちらは農地転用許可の許可条件の中に入っておりますので、報告書を出さない人は農地転用許可の許可条件の違反ということになります。よろしくお願ひします。

(「罰則は」の声あり)

議 長
渡部主事

渡部主事。

あわせましてその部分につきまして報告書が出ていないことは許可条件違反となり、につきましては農地法違反ということにはなってございます。それから許可条件を満たさないということが罰則にかかるかどうかという部分は、まだ確認がとれておりません。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 違反は違反だけれども、そういう罰則というのは調べてみないとわからないということでいいですか。主査どうですか。

戸田主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田主査 罰則についてはこれから調べて皆さんに後でご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでよろしいですか。いいですか。

2 番

そういう農地法違反だというのであればやっぱり何らかの罰則があつてしかるべきだと思います。だから農業委員の人行って、もらって来いとよく言うけれども、やっぱり俺たちは許可もしたんだと。あとはやっぱり行政とか何かから言わないと、やっぱり行政に言ってもなかなかもらえないと、どうだべ。行かないで通知だけ出して訪問は一切ない。何も言わないと許可を出して何も言わないというから出さない人は出さないで間に合うんだなということだと思うんで、何かひとつ出してもらわないと困るという強い何かがないとうまくないかなと思います。

ついでにもう一件ですけれども、未着工というのがあつて未着工ということは事業計画あつて転用の申請があつたけれども、ずっとそのままだというのは何らかの理由があると思いますので、その辺何かそのときの通知やつて催促する旨をしているかと、1つ聞きたい。

議 長 事務局。

戸田主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田主査 それにつきましては未着工の分については本日欠席されている古畑委員のほうに直接電話で、状況を確認してくださいとお願いしました。その結果なんですけれども一応担当委員ということで鈴木委員にお願いはしていましたけれども、かわって私からそのままお話をさせていただきます。

2件につきまして、〇〇さんにつきましてはもうご本人としては庭として使っていらっしゃるところでした。ただ行った時期がよかったのか悪かったのかですけれども第三者からみて、本当に庭なのかなというところで未着工ということになっていたということなので、それにつきましては古畑委員から完了届を出してくださいということで、お話をしてきたということをお報告いただいています。〇〇さんにつきましては、娘さんからの聞き取りだったそうなんですがお父さんが亡くなったということで、事業ができない状態であるというところをお聞きしましたということで、許可の取り下げを農業委員会に来てするよにとということで、お話をしてきましたということで昨日報告を受けたところであります。

以上ですので、来年はそういう報告のところには載らない結果となるという
うことをお伝えして、回答とさせていただきますと思います。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 提出者は本人、事業者になりますので、業者が出すものではなく本人が出
すものになります。よろしくお願いします。

議長 家庭菜園とか雪捨て場とかというのはなかなか工事も伴わないわけで本人
出さないとと思うんだけど、建物というのはなかなかかわって委任状とか
何かもらってしてやっているとそういうわけでないの。あくまでも申請者本人
ですか。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 済みません、一般的なことはわかりません。担当としましてことし9月に
完了報告出ていない方に文書を出すことの依頼文書をお送りしました。その
結果いらっしゃったのは基本的には本人の方であります。提出書類として現
場の写真の提出を求めていますけれどもその写真につきましてもご本人が
撮って現像して持っていらっしゃるとというのが基本的には多いところであ
りましたので、業者の方が記載もしくは写真を撮ったかどうかという部分ま
ではこちらでは確認をとっておりません。基本的には本人が持ってきている
ものということで、事業者に出しています。よろしくお願いします。

2 番 何でかというところ、そういった業者の人であれば完了届け出さない業者につ
いては今度転用許可とか申請した場合に、そういえばきちんと出してないと今
度は許可出さないぞということも言っていられるから、そういうことをちょ
っとお聞きしたわけです。

渡部主事 こちらで把握しておくのはあくまで事業者の部分でございます。建築業者
がどこかまではこちらでは把握しておりませんので、その部分につきま
しては恐らく難しいかと思われま。よろしくお願いします。

議長 じゃ修正に来たとき、きちんと完了届けまで出してただけて農地法なん
だぞということを再度言っていただきたいと思います。

ほかのことについて、皆さんから何かありませんか。

全委員 なし。

議長 いいですか。ではないので報告事案でありますので、以上で報第3号 農
地法等に係る農地パトロールの結果について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通
知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明を
お願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について申し上げます。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受付した件数が42号から49号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。移動筆数及び地積は、田56筆 107,047.00㎡、畑1筆 134.00㎡、総計57筆 107,181.00㎡です。

受理番号42号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号44号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号49号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号106号から123号までを上程いたします。

水谷主査
議 長
水谷主査

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めます。

受理番号106号から123号までの計18件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請移動ありました筆数及び地積は、田33筆 39,930.00㎡、畑40筆 16,673.42㎡、合計73筆 56,603.42㎡です。

受理番号106号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号107号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号108号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号109号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号110号 貸人 ○○○○、借人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための賃貸借です。

受理番号111号 貸人 ○○○○、借人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号112号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号113号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号114号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号115号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号116号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号117号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号118号 渡人 ○○○○ 破産管財人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号119号 渡人 ○○○○ 破産管財人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号120号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号121号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号122号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

受理番号123号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。106号。

8 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 8番 佐久間委員。

8 番 おはようございます。8番佐久間です。

私から106号と112号についてご説明申し上げます。

106号につきましては、先ほど18条の42号にあったわけでありませけれども、○○さんのおじいさんが亡くなりまして○○君お孫さんでありますけれども名義変わりましたので、それに伴うものであります。

112号であります、〇〇〇〇さん〇〇町の方でありますけれども電話確認をしたところ年金受給のためということで、確認をしております。問題ありません。よろしくお願いします。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

ご苦労さまです。107号。

(我彦正福委員 挙手)

13番 我彦委員。

13番我彦です。

受理番号107番の貸人の〇〇〇〇と借人の△△△△さん、田んぼが隣同士ということで面積も7畝あるということで、△△さんがつくれば隣ということで利便性がよくなるということで、問題がないと思われま。

以上です。

議 長
1 9 番
議 長
1 9 番

ご苦労さまです。108号。

(田代昇一委員 挙手)

19番 田代委員。

19番田代です。

私は108番と115番につきましてご報告申し上げます。

12月3日午前10時から108号、△△さん。貸人の〇〇さんにおきましては〇〇町に住んでいるということで、お会いはできませんでした。あわせて115号、借人は△△さん、貸人は〇〇さんということで、両者とお話し申し上げました。

108号、115号のお借りする△△さんにつきましては、これからお借りすると。貸される〇〇さんと〇〇さんにおきましては今まで貸していた方がこのたび離農されるということで、改めて借りる方をお探しになられたので、近所に住んでおられる△△さんが両方間違いなく借りられるということで、確認をしております。現地も確認しましてきれいに刈り終わった田んぼで、来年からは間違いなくきれいに作付されるということを確認いたしました。

以上、ご報告します。

議 長
4 番
議 長
4 番

ご苦労さまです。109号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番 遠藤委員。

私のほうから109号と、裏にいきまして117号、122号この3件を説明いたします。この3件全て売買であります。

109号に関しては、〇〇〇〇の〇〇さんの土地を△△△△さんであります。売買をするということで、〇〇〇〇と△△△△の交差点のある信号機のあるところのバイパスが新たにできて、〇〇の方面に行く道路のところにお

差点のところでありますので、△△△△さんで購入をして耕作をするということでありますので、問題はないと思います。

続いて裏にまいります。117号であります。

これも売買であります。〇〇さんより△△△△さんを買っていただきたいということで、△△さんのちょうど自宅の目の前の田んぼでありますので、相談を持ちかけられて買って耕作をするということでしたので、これも問題はないと思います。

122号であります。

これも売買であります。〇〇〇〇さん今現在〇〇〇〇に移転をされまして、昔の本宅の周辺今きれいに伐採をしたり畑とか田んぼあるわけでありましてけれどもその田畑は△△△△さんを買っていただくということで、前回は出ておりましたけれども今回もそういう観点でありますので、問題はないと思います。よろしくお祈いします。

ご苦労さまでした。110号。

(高橋祐弘委員 挙手)

14番 高橋委員。

14番高橋です。

私から110号、111号、123号の案件について調査結果を説明いたします。

110号と111号は12月3日の日に、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございますということで、うちのぐるりの畑ということで110号のほうは経営委議の年金の受給のためということと、111号のほうは勤めながら畑もできないということで、△△△△さんをお願いしたということでお話を聞いてきました。同じ日に△△△△さんとお会いして話を聞いたところ飼料作物をつくるということで、問題ないと思われまますのでよろしくお祈いしたいと思ひます。

123号は渡人の〇〇〇〇さんは野菜づくりを一所懸命やってきたわけでございますが年が高齢化ということで、経営規模を縮小したいということでこの面積の部分を△△△△さんを買っていただくということで12月7日の日に△△さんとお会いして、お話を聞いてきて問題ないと思ひますのでよろしくお祈いします。

ご苦労さまでした。次に113号。

(二宮啓一委員 挙手)

6番 二宮委員。

6番二宮です。

113号についてご説明いたします。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

議 長
6 番
議 長
6 番

〇〇町の〇〇〇〇さんと△△△△さんは新家本家の関係で、親が〇〇さん宅から分家して以来この畑を耕作しているものでございます。それとその手続が今まで放置されたままになっていたものの、今回の手続で無償譲与になったということでお伺いしてきました。何ら問題はないと思われま

す。よろしくお願

議 長

いいたします。

1 6 番

ご苦労さまでした。114号。

議 長

(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番

16番 山王堂委員。

114号について説明いたします。

ここは〇〇となっておりますが〇〇町の東裏になっております。〇〇のちょうど西側です。私のほうから〇〇さんがソバをつくっていたんですけどもちょっと遠いもので、うちの町内の人ですけども△△△△さんは。〇〇町まで通ってソバ畑を何回も耕すの大変だから来年から荒らすは何という話を受けまして、それではうまくないな9反も荒らされたらなということで、思い出したのが△△△△さんに相談したところよかったということで、△△△△さんが来年から〇〇小学校の野菜納められなよということで、自然栽培の野菜。それで引き受けてくださって二人を会わせて契約内容もちゃんと確認して貸し借りを結びました。そして現地も△△さんに見ていただいてこれはいいところだなということで、頑張るってつくるとい

うことで契約をしていただきました。

以上です。

議 長

ご苦労さまです。116号。

9 番

(上村貞義委員 挙手)

議 長

9番 上村委員。

9 番

9番上村です。

116号について説明します。

現地確認と〇〇さんからお話をお聞きしてまいりました。場所は〇〇〇〇沿いにありまして〇〇〇〇と一部〇〇にもあるんですが、その場所であり

ます。〇〇さんの話ではそこを△△さんからお借りして田んぼの作付をした

いということでしたので、問題ないと思われま

議 長

す。よろしくお願

1 7 番

いいたします。

議 長

ご苦労様でした。次に118号。

1 7 番

(大野澤進委員 挙手)

17番 大野澤委員。

17番大野澤です。

118号と119号をご説明いたします。

どちらも貸人が破産管財人の〇〇〇〇さんであります。10月以降10月、11月の総会の引き続きでもありますけれども渡人につきましては、去る12月3日でありましたけれども推進委員の△△△△と一緒に△△△△さんとお会いして、現状を一応確認してきました。△△△△さんは一応会社役員ということで、プラス畑で野菜をつくっているということです。少し面積的に多いですけれども筆数もちよっとありますけれども、若干現地確認していたときはちよっと林野化しているのかなという気はしましたけれども、△△△△さんは何とか畑に戻して野菜をつくりたいということでありました。

119号につきましては、推進委員の△△△△が周りでありますけれども畑を購入して野菜をつくるということで何ら問題ないのかなと思い、どちらも売買であります。

よろしくをお願いします。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

ご苦労様でした。次に120号。

(大橋久芳委員 挙手)

15番 大橋委員。

15番大橋です。

私から120号、121号をご説明申し上げます。

貸人が両方とも〇〇〇〇さんで、先ほど息子さんとの解約でありましたが、今期をもって農業をやめたいということで新たに貸し借りということになったようです。〇〇〇〇さんと△△△△さんと△△△△、△△△△は新規就農で新たに農業を2年前でしたか、から始めた方です。結構意欲を持ってこれからやっていきたいということもありましておのおの話聞いた結果、特に問題がないということでした。面積上先ほどの解約と合わないですが、これから集積のほうでその足りない分出てきますのでそちらは問題ないんでしょうが、以上問題ないということを確認しましたので、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。

それでは、受理番号106号から123号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、受理番号106号から123号までについてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号106号から123号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号58号から59号までの計2件で、田2筆 6,684㎡、畑1筆 134㎡、合計3筆 6,818㎡です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△株式会社 代表取締役 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は砂利採取（一時転用）（1年間）です。こちらは農振農用地区域で、一時転用（期間1年）です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地の拡張です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

以上、よろしく願いいたします。

議長
3番
議長
3番

この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。それでは、受理番号58号と59号を上程いたします。

(江口益美委員 挙手)

3番 江口委員。

3番江口です。

58号から59号についての報告は高橋秀治委員でありますけれどもきょう欠席でありますので、伺っておりますのでご報告申し上げます。

申請人が○○○○君でありまして、ことしも砂利採取を行っておりますけれども、申請として△△△△さんをお願いしながら砂利の採取ということで申請されております。場所につきましては地図がございますのでこれをごらんいただければと思います。○○○○があるわけでありましてけれどもその南、西側の田んぼとなっております。それについてもよろしく願いいたします。

59番でありますけれどもこれにつきましては、渡人が○○○○で受人が△△△△さんということで、駐車場と雪捨て場という申請をお願いしたいということでありまして、△△△△さんの奥さんにお話を聞いてきたとなっておりますし事前着工がなかったということで、問題がないと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまの受理番号58号と59号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号58号と59号について、を許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号58号と59号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

12番 (菅野英一郎委員 挙手)

議長 12番 菅野委員。

12番 退席、案件がありますので。

(菅野英一郎委員 退室)

議長 退席案件であります。

それでは、受理番号7号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第4号 受理番号7号の農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

申し入れ人貸人〇〇〇〇さん、借人△△△△さんにつきましては、相対による賃貸借の再設定でございます。

こちらの筆数、地積につきましては、田29筆 44,082.64㎡、畑2筆 1,917.00㎡、合計31筆 45,999.64㎡でございます。

受理番号7号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

なお、こちらにつきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号7号について議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

12番 (菅野英一郎委員 入室)

議 長 それでは受理番号7号を除く1号から9号までを上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)
議 長 仁科主査。
仁科主査 議第4号 受理番号7号を除く受理番号1号から9号までの計8件の農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

内容につきましては、相対による売買1件、同じく相対による賃貸借の新規が4件、再設定が3件でございます。

土地等の調査につきましては、記載のとおりでございます。

なお、この筆数、地積につきましては、田のみ43筆 96,698.00㎡。よって、合計も同様でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△合同会社、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

なお、こちらの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、受理番号7号を除く1号から9号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号7号を除く1号から9号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

仁科主査。

議第5 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件につきましては、先の農地法3条及び集積計画によるものでございます。

受理番号1号から4号までの計4件で、この筆数、地積につきましては田のみ22筆 48,184㎡でございます。よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐
議長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

19ページをごらんいただきたいと思います。

農地利用集積円滑化事業の概要でございますが、下のほうにページが書かれています。19ページをお願いいたします。A4の上のほうの①農地所有者代理事業ということで、農地の所有者から委任を受けてその者を代理し、農地について売り渡しや貸し付けを行う事業でございます。

この事業を行う実施主体としまして中ほどちょっと下に農地所有者代理事業の実施主体となれる組織というのがございまして、その中に農協さんが入っております。事業実施に当たって14ページをお開きいただきまして、事業規程というのを策定しなければならないことになっております。

また、戻っていただいて12ページ、この規定の変更などに当たっては市町村の承認を得てかつ農業委員会の決定が必要ということで、今回の規定の変更に当たりまして総会の決定をいただきたいと思ひまして、提案する次第でございます。

変更の内容でございますが13ページに書かれています。第4条の事業実施に当たっての調整などの中に県農業会議という組織がうたっておりますが、この名称が県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構という法律の変更によりまして名称が変わったことから、この県農業会議の名称をこのように変更するものでございます。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長
全委員
議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、農地利用集積円滑化事業規程の変更について、は議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、農地利用集積円滑化事業規程の変更について、は議案書のとおり承認することを米沢市長に報告いたします。

以上で提出議題についての審議は終了いたしました。

次に、2のその他に移ります。

1つ目の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の取組について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐
議長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

20ページをごらんいただきたいと思います。

前回の総会で指針のほうをご意見いただいたわけですが、目標面積とか数々打ち出しておりますがこれを達成するにはどういった取り組みが必要か、ご議論いただきたいと思います。事務局で今思っているのは今回人・農地プランの見直しで農林課から依頼されまして、推進委員の方々には地区の担い手や新たに貸し付けを希望するなどの方の洗い出しをお願いしておりますがそういった具体的な取り組みが、この目標達成につながると考えております。そういった取り組みについて、ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ただいまの説明について、皆さんから何かありませんか。
各地区の農地相談等で何か出ませんでしたか、どうですか。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

1 4 番 高橋委員。

1 4 番

1 4 番高橋です。

第1ブロックの農地相談の折では、この案件については別段委員の方々からは何もございませんでした。これで……。

議 長

第2、第3等で何かあったら。第3。

1 5 番

毎回多少なりと出ているんですが、遊休農地の解消を目標ということでこういう状況に農業用地もあるので、遊休農地がこれからふえるんでないかと。そうすると遊休農地の面積が若干ずつ減っていくというのが理想の形をとっているわけですが、これからもふえるのではないかと。そういった場合の対処の仕方というか、ということで話も出まして、現状私らが今の時点での目標等としてはこの目標でやっていくしかないのではないかと、私たちは判断しているんですがそういう意見もございました。

あとこれは、何年に一遍見直しとかとあるんだっけな。毎年やっているんだっけな。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

見直しは3年でございますが、基本的には毎年見直している活動計画を積み上げて3年分にしていくというか、そういう感じです。もとは活動計画です。この指針自体は3年に一度の改選ごとに見直します。

議 長

皆さんからほかにありませんか。なかなか推進委員の初めての方については、活動とかやっていく上で農地法とかまだ完全に理解できない方も多くあると思いますので、ベテランの委員の方が指導しながら連携して一体となってやっていただきたいと思います。

ただいまの件についてはよろしいですか。

全 委 員

なし。

議長 次に2つ目の飼料用作物のカメムシ防除について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 これも前回の総会で出た話題でございますが、飼料用作物のカメムシ防除について、今後どのような方向性で要望といたしますか、解決策を図っていったらよろしいか、ご議論をお願いしたいと思います。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 15番 大橋委員。

15番 15番大橋です。

第3ブロックのほうから提案なされたわけなので、私からこういった形がまずはいいんでないかということで提案したいと思います。

会長から再生協議会のほうで話をさせていただくということで、主食用米の隣接する飼料作物等の額縁というか、隣接するところの防除及びデントコーン等の除草剤を散布する際に殺虫剤と一緒に混ぜて防除してもらい、そういった方向を出しながらカメムシの密度を下げていく努力を農業者が行ってほしいという話をさせていただければと思います。やっぱり主食用米つくっている方も最低3回の防除、あと今現在だと色選を導入してということでもかなり努力していらっしゃるやいまして、ことしは若干ですが減って等級がよい等級になっているという経過がありますが、幾らでもそういったことを防除を密度を下げていただくことをお願いしたいということで、お話しさせていただければと思います。

議長 今の第3ブロックの大橋委員から説明あったわけですが、そのほかに関連について皆さんからありますか。

これ殺虫剤と混ぜてということは、かなり早い時期だね、除草剤と。「早いな」「7月とかそのへんだな、デントコーン大きくなってきて」「デントコーンに対しての農薬の使用基準というのあるの、2つの薬品をまぜて悪いとか入れるな基準とかあんだべ、そこ調べてから言わないと調べてから言ってもらった方がいいな」の声あり)

15番 追加として、済みません。

農協さんのご協力を得ながらそういった防除体系の方法をひとつ調べていただきまして、追加でよろしくお願いたしたいと思います。

12番 (菅野英一郎委員 挙手)

議長 12番 菅野委員。

12番 12番菅野です。

農業技術普及課に聞いてまいります。会長にお知らせします。

後殺虫剤も当然だけれども、飼料作物の草刈りもあわせてお願いしますというこも。

議 長

そのほか、皆さんからありませんか。

さっきの除草剤と殺虫剤の混合がいいか悪いかを調べていただいてから、農林課に再生協議会の総会で取り上げていただくように申し入れをしたいと思います。

そのほかありませんか、皆さんのほうから何か。

全 委 員

なし。

以上で本日予定されました協議は全て終了しました。

これで第5回定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時50分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年12月13日（水）

米沢市農業委員会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
